

第 7 7 1 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 6 年 1 月 1 0 日（水） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7F 大会議室

(1) 令和 6 年能登半島地震の被害に対応した税関手続について【資料 1】

(2) ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置に伴う税関の対応について【資料 2】

(3) ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置に伴う税関の対応について【資料 3】

（業務部 通関総括第 1 部門 浦本 統括審査官）

(4) でん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について【資料 4】

（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

3. 事務局からの連絡事項等



現在位置: [ホーム](#) > [新着情報](#) > 令和6年能登半島地震の被害に対応した税関手続について

令和6年能登半島地震の被害に対応した税関手続について

令和6年1月4日

(最終更新: 令和6年1月9日)

財務省関税局

関税局・税関は、令和6年能登半島地震の被害に対応するため、輸出入通関手続等について、以下のとおり柔軟な対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄りの税関にご相談ください。

1. 災害等による期限の延長等

今回の地震の被災状況に鑑み、財務大臣が指定する地域(富山県・石川県)における被災者につきましては、関税法第2条の3及び第102条の2の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や手数料の軽減等を行うこととします。

これにより、今回の地震の発生当時にこの地域に住所等を有していた被災者につきましては、令和6年1月1日以後に到来する申請等の期限が、自動的に延長されることになります。(関税法第2条の3、関税法施行令第1条の4第1項)

この他の地域に住所等を有する方につきましても、交通途絶等により申請等が困難な場合には期限の延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税関にご相談下さい。(関税法第2条の3、関税法施行令第1条の4第3項)

なお、申請等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況等に十分配慮して検討していくこととなります。

(注) 財務大臣が指定する地域を「富山県・石川県」とすることについて、近日中に官報で告示する予定です。

また、富山県・石川県以外の地域については、引き続き、被災者の状況等を踏まえて検討してまいります。

具体的な措置は以下のとおりです。

【関税に関する申請等の期限の延長】

被災者等が災害等のため、期限までに関税に関する関係法令等に基づく申請等を行うことができない場合には、当該期限を延長します。(関税法第2条の3、関税法施行令第1条の4)

【救援物資に係る指定地外検査の許可手数料の還付又は免除】

外国から送付される救援物資を、税関の検査指定地以外の地域に置いて税関の検査を受けようとする場合の手数料を還付又は免除します。(関税法第102条の2第1項第1号及び第2項、税関関係手数料令第13条の2)

【被災貨物に係る指定地外検査の許可手数料の還付又は免除】

被災した保税地域から避難させた貨物を、税関の検査指定地以外の地域に置いて税関の検査を受けようとする場合の手数料を還付又は免除します。(関税法第102条の2第1項第2号及び第2項、税関関係手数料令第13条の2)

【証明書交付手数料の還付又は免除】

被災者等が災害等のため紛失・損傷した輸入許可書等の証明書類の交付申請を行った場合の手数料を還付又は免除します。(関税法第102条の2第3項及び第4項、税関関係手数料令第13条の3)

【保税地域許可手数料の還付、軽減又は免除】

被災した保税地域において生じている支障の程度に応じ保税地域許可手数料を還付、軽減又は免除します。(関税法第102条の2第5項、税関関係手数料令第13条の4)

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)

[採用情報](#)

[報道発表\(関税局\)](#)

[各税関の事件発表](#)

[関税局・税関の動き](#)

[パンフレット・リーフレット](#)

[ポスター](#)

[税関チャンネル\(YouTube\)の紹介](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

2. 救援物資に関連する税関手続

被災者に対する救援物資の輸入に当たっては、その貨物に課される関税、消費税は免除されます。その際の手続において、簡易な様式で申告を行うことができ、寄贈物品等免税証明書の書類の提出を省略することができます。[\(救援物資等輸入申告書\(PDF:64KB\)\)](#)
(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)

[税関関係用語集](#)

[よくある質問](#)

[リンク](#)

[お問合せ](#)

3. 税関手続の弾力的対応

また、救援物資に限らず、地震により影響が出ている貨物に関連する税関手続については、以下のとおり迅速かつ柔軟な取扱いとしています。

【利便の良い税関官署での申告】

地震により影響が出ている貨物について、本来の官署で申告を行うことが難しい場合、あらかじめ税関に相談の上、利便の良い税関官署での申告を行うことができます。

【損傷等があった貨物に係る手続の簡素化】

地震により輸入貨物に変質又は損傷があった場合には、損傷等の度合に応じて、その関税、消費税が減税又は払戻しされますが、この手続の際、変質又は損傷に関する明細書等の提出を省略することができます。

【その他】

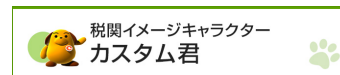
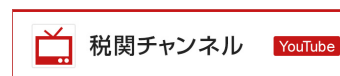
上記のほか、以下のような取扱いを行っています。詳しくは、最寄りの税関にご相談ください。

- 原産地証明書の提出猶予
- 保税地域以外の場所に貨物を置くことの申請の簡素化
- 保税運送の承認等の弾力化
- 亡失した貨物に係る手続の簡素化

税関のPR活動



[税関Twitterガイドライン](#)



税関のPR活動



税関イメージキャラクター
カスタム君

[> 税関Twitterガイドライン](#)

関税局・ 税関について	全国の税関	法令・政策等 について調べたい	水際取締について 調べたい	貿易統計について 調べたい	AEO制度について 調べたい
L 税関TOP	L 函館	L 所管法令等	L 水際取締トップ	L 貿易統計トップ ページ	L AEO制度トップ
L 関税局・ 税関の組織	L 東京	L 審議会・研究会	L 水際取締対策	L 貿易統計検索	L AEO承認（認 定）を受けるに は
L 関税中央分析所	L 横浜	L 政策一覧	L 輸出入禁止・規 制品目	L 統計表一覧	L AEO事業者専用 ページ
L 税関研修所	L 名古屋	L 経済連携協定 (EPA/FTA)	L 知的財産侵害物 品の取締り	L 報道発表資料 (貿易統計)	L 認定事業者
L 採用情報	L 大阪	L TPPお役立ち情 報（内閣官房 TPP等政府対策 本部）		L よくある質問 (貿易統計)	L 各制度のメリッ ト
L 通関士試験	L 神戸				L 相互承認
L 広報・報道関係	L 門司				L 広報資料
L 税関チャンネル の紹介	L 長崎	L スマート税関構 想2020			
	L 沖縄	L 政策評価			

令和5年12月
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出に係る禁止措置を実施することが決定され、12月15日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和5年政令第364号）等が12月27日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性の確保するため、関税局長通達（令和5年12月20日財関第1242号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、告示・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和5年12月20日財関第1242号

https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2023tsutatsu/2023tsutatsu1242/2023t1242_honbun.pdf

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

令和5年12月
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、令和5年12月15日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が令和6年1月1日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和5年12月20日財関第1243号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和5年12月20日財関第1243号

https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2023tsutatsu/2023tsutatsu1243/2023t1243_honbun.pdf

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

でん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2023 年 12 月 28 日)

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、でん粉調製品（別表第 1 の 6 の 24 の項）に対して 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第 7 条の 3 発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第 7 条の 3 発動時の NACCS 用品目コードについては令和 6 年 1 月 1 日から使用可能となります。

でん粉調製品（別表第 1 の 6 の 24 の項）に係る発動対象品目につきましては、こちらをご覧ください。

以下参考

関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 24 の項に掲げる物品（でん粉調製品）に係る特別緊急関税の発動後は、協定税率に同項に掲げる税率（39.67 円/KG）を上乗せした税率が適用される。

【品目番号】	【NACCS 用品目コード】
1901.20-159	⇒ [通常時] 1901201595、 <u>[暫定法第 7 条の 3 発動時] 1901200070</u>
1901.90-179	⇒ [通常時] 1901901794、 <u>[暫定法第 7 条の 3 発動時] 1901900070</u>

【税率】

[現行] 119 円/KG ⇒ [発動後] 158.67/KG